

都市部における更生保護活動の現況 ～東京都特別区部の保護司活動から～

は せ が わ ひろ あき
長 谷 川 洋 昭

〈要 旨〉

矯正施設の過剰収容の結果による仮出所者の増加、さらに都市化の進行や地域社会の連帯感の希薄化など、更生保護関係者を取り巻く負担は年々増大している。その潮流に制度の中核たる保護司や保護司組織はいかに対峙していくのか、この点は、時代の要請かつ喫緊の課題であると考え。今回の研究対象である東京都特別区部のS区は、都内で最も外国人登録者数が多いことや昼夜間人口差が激しいことなど、様々な点で日本の都市部地域を代表する地域であり、我が国の更生保護活動の中でも、文化や価値観が非常に多様な地域での保護司活動という点から注目されるべき地域である。

S区の保護事件の特徴として、他地区から転入してくるケースが多いだけでなく、またその動きが激しいことなどが指摘され、保護司にとっては居住確認調査等の業務が常態化している様子がうかがえる。これは、被保護者が地域に定着せず、また所在不明になるケースが多いなど流動的であることも示している。さらには、区民の世帯構成や居住環境などを見ると、更生保護制度の根幹を地域レベルで支える保護司活動の在り方にも、多大な影響を及ぼしている点も指摘される。保護司の高年齢化問題・新任保護司の発掘方法・幅広い職域及び年齢層からの保護司の委嘱など、いくつかの課題も見られるものの、現在、保護司組織が福祉関係者・団体との接点を持つ社会状況になってきたことを鑑みると、同地域の更生保護活動活性化の可能性も期待できよう。

〈キーワード〉

更生保護制度 保護司会 都市化 地域社会 高齢化

I はじめに

英国のベヴァリッジ(William Henry Beveridge)は『社会保険及び関連制度』(1942)の中で、窮乏(Want)・疾病(Disease)・無知(Ignorance)・不潔(Squalor)・怠惰(Idleness)といった「5つの巨人悪(FIVE GIANT'S EVILS)」を示したが、まさに我々の社会の営みはこれらとのたたかひの歴史だといえよう。これらの巨人と我々とのたたかひは、時

代の様相に合わせて新たな問題を生み出しつつも様々な文化や科学の進歩、そして社会全体の幸福を求める人々の不断の努力によって着実に前進してきた。そしてこれら「五つの巨人悪」にその原因の多くを孕む「犯罪」も、我々社会の克服すべき対象であることは論を待たないところである。

この犯罪をなくすために我々は、為政者の支配下にある秩序を維持することを目的にまず身体に対して損傷または苦痛を与える刑罰（身体刑）や、残虐な行為で命を絶つ刑罰（死刑）を長らくその対策に据えてきた。わが国においても江戸時代中期まで、指切・手切・鼻そぎ・耳そぎなどといった身体刑や、磔・串刺・鋸引・牛割・車割・火焙などといった残虐な死刑が行なわれていたが、この刑罰が余計に犯罪を助長している面が指摘されるなどその効果の程が疑われるようになり、政情の安定化も影響して次第に姿を消していった。そしてこれに代わって我々が刑罰制度の中心に据えたのは、身体を拘禁する「自由刑」である。この内容も懲罰的な目的を第一義的なものとするものから、労働や教育を通して被収容者の更生を意図するものへと次第に変化していった。現在では刑務所といった矯正施設内での処遇だけではなく、罪を犯したものが再び監獄の門をくぐらぬように社会の中において様々な面からサポートする「社会内処遇」が自由刑の処遇を補充してその効果を高め、あるいは完成させることを意図した処遇策（鈴木 1975）との認識が定着している。そしてその主体となるものが「更生保護」なのである。

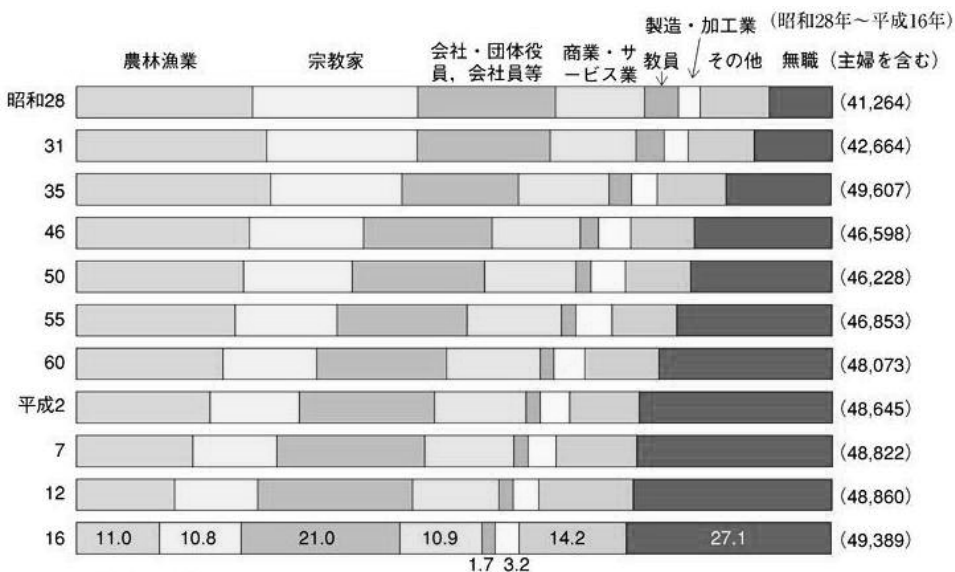
1. 研究の視点

「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を統合し、再犯防止に向けた更生保護制度の法体系を整備することが目的の「更生保護法」が、平成19年6月8日の参議院本会議第三十四号で全会一致で可決、成立した。保護観察官らの指導・監督権限を強化するこの「更生保護法」は本年6月1日に施行されたが、この背景には平成17年前後に保護観察¹⁾中の者による事件(16年12月に子ども対象の暴力的性犯罪前歴者が奈良県内で少女を誘拐して殺害した事件、17年2月に所在不明となっていた仮釈放者が愛知県内で幼児を殺害した事件及び同年5月に所在不明となっていた保護観察付執行猶予者が都内で少女を監禁していた事件等)が相次いで発生したことにより、保護観察所が対象者の所在を捕捉できていなかったという制度上の不備が衆目に触れることになったことが大きい。従来より司法関係者らからは指摘があった問題事項であったが、保護観察中の者による再犯が相次いで発覚したことが一般社会に大きな不安を惹き起こし、更生保護制度全般に対する見直しの世論が澎湃と高まったのである。

諸外国の場合は、この更生保護制度の中核となる強制力を持った公務員が多数配置されている場合が多い。たとえば、英国は人口6,009万人に対して保護観察官が約8,000人(2003年)が配置されているのに比して、我が国は人口1億2,700万人に対して保護

観察官は約 650 人に過ぎない。ただし、わが国の場合は、非常勤国家公務員とはいえ実質地域の民間篤志家である保護司は約 4 万 8 千人が従事しており、国際的に見てもこの処遇形態は特異なものといって過言ではない。保護司法第 2 条 3 では「保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。」とあるように、更生保護活動の環境整備は地域性を把握した上で実施することが前提であり、彼らを中心とした更生保護活動はまさしく地域に密着しその実情を熟知していることが理想である。しかしながら他方では、都市化の進行や社会意識の変化に伴い処遇を行う上での困難さや保護司制度の基盤そのものの揺らぎが昨今指摘されている点も忘れるべきでない。都市化の進行の他にその揺らぎの元として保護司の属性の様々な変化があげられる。表 1 「保護司の職業別構成比の推移」を見ると、昭和 28 年から平成 16 年の間で農林漁業従業者及び宗教家の比率は半減し、主婦を含む無職者の比率は約 3 倍にまで増加している。

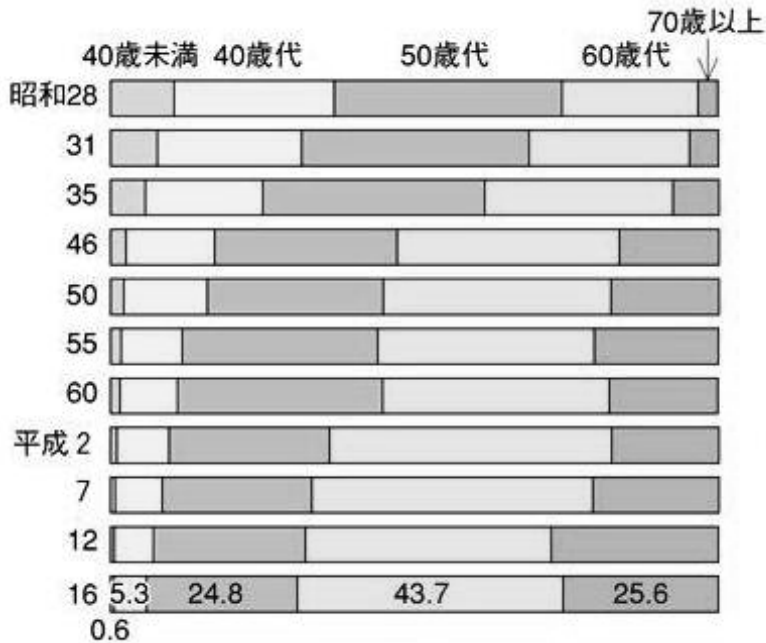
表 1 保護司の職業別構成比の推移（昭和 28 年～平成 16 年）



- ・『犯罪白書 16 年版』第 5 章第 3 節 1。
- ・昭和 28 年は 12 月 1 日現在、31 年は 6 月 1 日現在、35 年は 12 月 31 日現在、46 年は 7 月 1 日現在、その他の年は 1 月 1 日現在。
- ・右のカッコ内は保護司の人数。

表 2 の「年齢層別構成比の推移」を見ると、昭和 28 年には 60 歳未満が 74.3% で平均年齢 53.2 歳であったのに対し、平成 16 年には 60 歳以上が 69.2% で平均年齢も 63.3 歳にまで上昇しており、また 40 歳代や 40 歳以下の年齢層の激減も目に付く。

表2 保護司の年齢層別構成比の推移（昭和28年～平成16年）



・『犯罪白書16年版』第5章第3節1。
 ・昭和28年は12月1日現在、31年は6月1日現在、35年は12月31日現在、46年は7月1日現在、その他の年は1月1日現在。

この約50年間の保護司の属性の変化においては、「無職者の増加」「高齢化の進行」の二点はその大きなものとして上げられよう。これは我が国の更生保護制度の中核を担う人的資源、組織が硬直化ないしは脆弱化していくことを意味するが、これはひいては社会の安寧秩序の乱れにもつながる由々しき事態であるといえる。

米国の都市社会学者ワース(Louis Wirth)のアーバニズム理論によると「都市」とは、人口量が多く高密度で異質性の高い集落であり、また「都市化」とは、ある集落の人口密度が高まり、異質性が增大する状態を示している。「都市化」すると分業と就業機会の増大が進み、貨幣や利害を通じた関係が家族や近隣との結びつきを希薄化していく。その結果都市は個人が砂粒のような存在の大衆社会となり、「都市化」は社会や地域における人のつながりの弱体化を助長していくのである。このような地域での生活様式では「匿名性」が強く現れるため、地域社会を処遇の場とする保護司活動においてはさまざまな場面での工夫を求められることになる。

本稿において「都市部」とは、総務省統計局が国勢調査の統計表で用いている地域区分、「大都市圏」の「中心市」を指すものと解する。前回国勢調査(平成17年)における「大都市圏」とその「中心市」(カッコ内)は以下のとおりである。

○札幌大都市圏(札幌市) ○仙台大都市圏(仙台市) ○関東大都市圏(さいたま市・千葉

市・東京都特別区部・横浜市・川崎市）○静岡大都市圏（静岡市）○中京大都市圏（名古屋市）○京阪神大都市圏（京都市・大阪市・神戸市）○広島大都市圏（広島市）○北九州・福岡大都市圏（北九州市・福岡市）

2. 研究の目的

矯正施設の過剰収容の結果による仮出所者の増加、さらに都市化の進行や地域社会の連帯感の希薄化など、更生保護関係者を取り巻く負担は年々増大している。そして社会意識の変化に歩を合わせて、保護観察対象者の「質」も大きく変化している。その潮流に更生保護制度の中核たる保護司や保護司組織はいかに柔軟に対応していくのか、これは現時日本の喫緊の課題であると考えられる。この研究が最終的に目指すものは、都市部における更生保護活動の現状の一端を浮かび上がらせることにより、かねてより問題とされている保護司の高年齢化問題・新任保護司の発掘方法・幅広い職域及び年齢層からの委嘱、等についての可能性を探ることにある。

具体的な研究対象である東京都特別区部のS区は、人口の約1割が外国人に占められており都内で最も外国人登録者が多い区である。中でもO地区にいたっては外国人居住者が4割を超える地域となっている。また古くからの住民によるコミュニティが綿々と続く地域もあれば、昼間人口と夜間人口の差が激しい繁華街やオフィス街²⁾といった地域も多くある非常に特徴のある地域であり、まさしく日本の都市部地域の代表的なものの一つと言ってもよいだろう。このようにS区においては住民の文化も価値観も非常に多様な地域であることから、ここで活動する保護司は広範な知識と技術の習得、そして人格の研鑽が強く求められると考えられる。以上のような観点からS区における保護司活動は我が国の保護司活動の中でも注目されるべきものであると考え、今回は本区を対象を絞った本テーマを設定した。

Ⅱ 都市化と更生保護をめぐる先行研究

都市化と更生保護に関してはすでに昭和8年の時点において、

「然るに、近時家族制度が次第に崩壊し殊に都会地に於ては、各人が孤立する状態となり、又経済的不況の結果家族の相互扶助が非常に困難となったので、我国に於ても、犯罪者を社会全体が救済予防しなければならぬ様になったので今や司法保護事業は我国の社会事情に鑑み益々必要となったのである。³⁾」

との記述がある。このような論述を見ると、「都市化」に付随した問題はその時代状況に即した形で常に論議の俎上に上っていたことがわかる。

本研究に関する地域についての文献としては、『東京における保護司活動三十年』（東

京保護司会連盟 1983)、『東京における保護司活動 50 年』(東京保護司会連盟 2003)、『新宿区保護司会 50 年史』(新宿区保護司会 50 年史編纂委員会 2003)等が当該地域を対象としたものとして存在する。しかしながらこれら年史類は地区会の活動報告や事業報告、ときに一部先人の顕彰的な色合いが強く、客観的に保護司や保護司会の課題を整理し解決の方策を探るところまでは果たせていない。一般社会には保護司は「地域の名士が就く名誉職」的なイメージが未だ一部に健在であるし、そう捉えている保護司自身も存在することは時おり耳にする。これが批判を含む建設的な検証の歩みを鈍らせてきた要因の一つとも言える。地方更生保護委員会委員長を退職後保護司となって 2 年目に書かれた「保護司の地域性再考」(藤野 1999)はこのことを指摘している。ここで藤野は、「保護司を引き受けるような地域の有力者には当然その種の力が備わっていると決め付けたり、また、その種の個人的な資質に過剰な期待を寄せたりするなどは、今日ではもはや正しい態度とは言いがたい。」(藤野 1999: 9)と述べ、保護司の地縁共同体意識の関係性が強すぎる場合は、地域への新規参加者が有為な人材であっても保護司に任用される機会を閉ざされかねないと警句を発している。また保護司の対象者との面接の場として、保護司宅が中心となっていることについて、「時代の変化に即応して基本的な検討を試みる時期が到来しているのではないか。保護司宅=処遇の場という基本は維持しつつも、保護司宅でも対象者宅でもないいわば第三の処遇の場を設ける仕組みを検討すべきではないか⁴⁾」と今後の処遇形態への提案を行っている。

都市化による地域社会の変容については、すでに多くの研究者が指摘している。北澤(2003)は、都市化の進行により保護観察の組織は組織維持と活動(処遇)の両面でさまざまなジレンマに直面するとし、「組織維持の面」と「処遇活動の面」の二つに分けてそれぞれ整理している。前者では①対象者の質・量の変化により業務量を増大させ、かつそれが地域に偏在する。②対象者の居住地の分布の変化が保護司配置との不均衡をもたらす。③社会構造の変化により保護司候補が得にくくなり、それへの支持も減少する。④保護区の変更や保護司の定数変更、等とし、後者では①就業機会の増大は更生に利する反面、頻回転職にもつながる②流動性・匿名性はラベリングを緩和するも他律的統制力は減少する、等とした。そしてそれぞれについて「個々の保護司」「地区」「都道府県」「全国」の4つのレベルでの対応を論じている。

S 区には 2 つの更生保護施設が存在する。社会内施設であるこの更生保護施設の役割と現状についても様々な角度から研究がなされているが、法務省によると平成 19 年における出所受刑者(満期釈放者及び仮釈放者)の出所事由別帰住先は次の通りであった。満期釈放者の場合は、①「親族のもと; 5,986 人(38.7%)」②「知人のもと; 1,370 人(8.9%)」③「更生保護施設; 584 人(3.8%)」の順、そして仮釈放者の場合は、①「親族のもと; 10,044 人(63.4%)」②「更生保護施設; 3,503 人(22.1%)」③「知人のもと; 964 人(6.1%)」

の順となっており⁵⁾、仮出所者の2割強が更生保護施設に入所しているのが実態である。成瀬(1988)は、対象者が入所を希望する主たる理由として、①家族にこれ以上迷惑をかけたくない②家族から引き受けを拒否された③帰るべき場所がない④就職がし易い⑤その他、と分類した。「在会者(入所者のこと。筆者注)は(中略)あたかも満員電車に乗り合わせた群衆の様なものである。ただ偶然そこに集まってきたグループに過ぎない」(成瀬 1988:299)とし、進んで施設入所を希望した者は皆無な集団に対してのその関わり方の困難さを表現した。20年前の論文ではあるが現在も変わらず更生保護施設が地域でその基盤を維持していくことの難しさを示している。成瀬が補導主任を務めたS区内の更生保護施設は現在、大学の業務棟の中に設置された、世界でも比類なき形態を持っている。大学の研究者・学生が継続的に対象者と関わり、双方の立場で良い影響を与え合う関係は、地域の保護司会とも連携して更生保護関係の学習発表と啓蒙活動としての「矯正保護展」として毎年形を残している。西原ら(1994)は、当該の更生保護施設が現形態に至るまでの過程とその後の進捗状況を座談会型式で関係者が語り合っており、S区におけるユニークなケースを知るよい参考資料となっている。

保護司一般の現状調査に関しては、平成16年に法務省法務総合研究所が実施した「保護司の活動実態と意識に関する調査」(2005)及び同年に社団法人全国保護司連盟が実施した「保護司制度に関するアンケート」(2005)が最も新しく、かつ多くのサンプルを含んでいる。前者はプレ調査として、①保護観察処遇(保護観察対象者との面接の状況等)、②地域社会とのつながりに関すること、③犯罪被害者に関すること、④新任保護司の確保に関すること、の4点について、全国の保護観察所19庁において保護司82人に活動実態及び意識に関する面接調査を行い、その結果を踏まえて無作為に抽出した全国3,000人の保護司に郵送調査を行なったものである。その結果2,260人から回答を得た。後者は保護司や保護司会が抱える課題と実情を明らかにするため、全保護区(906地区)の保護司会長に対して調査を行い、うち818地区の会長から回答を得ている。これにはアンケートの最後に設けられた自由記載欄に752件もの広範な意見が記述されており、全国の保護司会幹部の直接的な考えを知る貴重な資料となっている。

以上代表的な先行研究とそこで述べられた問題点を指摘したが、これらを要約するならば、「都市部における更生保護活動の諸問題をどのように解決に導いていくかという点」「特に保護司会のあり方や高齢化問題」「新任保護司の発掘方法や幅広い職域及び年齢層からの保護司の委嘱」などの諸問題は未だ模索段階にある。

Ⅲ S区保護司に対する調査結果

都市部における保護司活動の現状の一端を明らかにする目的で、本研究対象地域の現況調査を行なった。実施に際しては、都内更生保護法人補導主任保護司の協力と助言を得た。東京都内には33の地区保護司会が存在し、S区保護司会は昭和28年2月14日の設立である。S区保護司会には概ね警察署所轄単位に5つの分区が存在し、それぞれの地域の実情に合わせた取り組みを実施している。平成20年4月1日現在、計134名の保護司が所属し保護観察の者への面接・相談援助活動及び地域浄化活動等を行なっているが、今回はこの内会長及び分区長・研修部長・最年少保護司そして、紹介して頂いた顕著な実践がある保護司に対するヒアリング調査を実施した。併せて区内にある2つの更生保護施設の施設長に対しても調査を実施した。

1. 調査対象と調査方法

会長及び分区長に主たる調査対象を絞った理由の大きなものとして、保護司会組織は年功序列であり、会長及び分区長職につく人はその地域の保護司として長い経験と知識を有していると考えられたことによる。調査方法は、会長及び分区長に対しては電話にて調査の趣旨とアンケート調査用紙郵送の承諾を得た上で自宅訪問を行い、事前に送付した調査用紙を元にヒアリングを実施するという方式を採用した。調査用紙への記述は自由記述方式であるが、プライバシー保護の観点から記述の主旨を損なわない程度の筆者による加工部分もある。その他の保護司の場合は調査票を直接提示して口頭で答えてもらった。調査期間は平成20年5月末から同年8月末である。調査の中心対象である会長及び分区長(合計6名)の保護司経験年数は、平均26年7ヶ月であった。

2. 調査の結果と分析

(1) 保護司を拝命された理由は何ですか？

A氏	仲人の元司法保護司に勧められて。
B氏	将来に住みよい社会を残したい。罪を犯した人の立ち直りの一助となれば。
C氏	母親の気持ちで立ち直りを助きたい。たえず自分自身も磨かれる。
D氏	宗教家として何か社会に奉仕すること。
E氏	子どもが通学していた学校の校長先生が退職後保護司になられ推薦してくださった。
F氏	当時の分区長だった人より話があり、保護司になる。その分区長は〇〇組合の組合長。拝命するまで何の知識もなかった。保護司の仕事は研修で初めて知ったことが多い。

どの保護司も人から勧められて保護司になっており、また親や身近な人が保護司をやっていたと答えた人がほとんどであった。これは法務省の「保護司の活動実態と意識に関する調査」(2005)の結果でも「先輩保護司に勧められて」が70.8%であったことから、本人をとりまく環境が保護司拝命に大きく影響していることがわかる。「対象者が必要としているのは『病人』としての『治療』ではなく、『弱者』としての『保護』でもない。それは対象者を一人前の市民として遇してくれる温かい隣人なのである」(山口 1991)との言葉にも示されるように、社会内処遇を実践する保護司に必要なものは「素人性」とも言われる。刑事司法にこのような形で一般の地域住民が参画することは、自らの地域社会についての自意識を覚醒させることにもつながる⁶⁾。社会制度がそれなりに整備された現代社会においては、住民は安易に公共機関(制度)に頼り、自らが主体となって物事の解決や改善を図ろうという取り組みが乏しくなっているという指摘もある。上記の法務省の調査によると、保護司の拝命を「自分から希望して」と回答した人が0.9%しか存在しないことを考えると、今後は自ら保護司を申し出る人が増えるような環境整備に取り組む必要があるのではないだろうか。これは後述の間(4)にも関連する課題である。

(2) あなたの「更生保護に対する考え方」を教えてください。

A氏	社会の一員として更生に役立つことなら行動してみたい。
B氏	罪を犯した人の社会へのソフトランディングの手助け。生活保障。雇用。→再犯防止
C氏	無記入
D氏	罪を犯したものでも懺悔する事により社会復帰が出来る。
E氏	その中で保護司制度は世界に誇れる官民協働体制により更生保護の一翼を担っている。関係機関、関係団体との連携は欠かせず地域住民への認知が必要である。
F氏	気負ったら続かない。自分に貧困体験があるから理解できることもある。

保護司には保護司法第4条の欠格条項に該当しない人物が委嘱されるが、この確認は2年ごとに委嘱の更新をするたびに行われる(保護司法第12条2)。分区長の中には保護司拝命以後その責任ある立場を考えて、交通事故等の可能性を想定し自動車の運転すら控えている人もいた。まず自分自身を律し、また磨いていかなければ、罪を犯した対象者の更生には携われないと考える人が多かった。

「彼らは警察、裁判所、刑務所で散々言われ続けて百も承知している。その上保護司が今更言う必要は無い。」とはB氏の言葉だが、これは概ね全員に共通する考え方で、保護司は刑事政策における最後の処遇段階であるという認識が根底に感じられた。保護観察において保護観察官と保護司の担っている役割は違うが、現場の各保護司においても「最

後の処遇段階であること」が強く認識されていることがインタビューを通して明らかになった。処遇時に大切にしている自身の姿勢として、「受容し、共感する姿勢」（C氏）があげられ、対象者に求めるものとして「時間（約束）を守らねばならない」ということが多くあげられたが、処遇の中心となるものが「面接」であるが、ここにおいてそれを指導することがポイントであるという認識は一致している。

「社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること（保護司法第一条）」を使命とする保護司が実施する保護観察には地域の協力と理解が不可欠であり、これは一人保護司のみが対象者と向き合うことで対象者の円滑な社会復帰が見込まれるなどというものでは到底無い。保護観察について、地域社会が（理解をもって）見守っているという状況が対象者に与える影響は、様々な角度からよい効果をおよぼすものと考えられる。その点で「地域の人、みんなが保護司。」（B氏）という言葉は、更生保護の地域性を改めて考える上で極めて含蓄あるものといえる。

(3) 保護司活動を実践される上で、「やりがい」を感じる時はどんな時ですか？

A氏	よい結果がすぐ出るとは限らず、いずれ分かってもらえることを信じて。
B氏	保護観察が終わったとき「ありがとうございます」と涙を浮かべられたとき。家族の協力が得られたとき。街であって「先生！」と声を掛けられたとき。
C氏	結婚や就職などよい便りをもらうことが嬉しい。だが何も無いことも無事に過ごしている事だと思っている。
D氏	対象者が社会復帰し、明るく生活して居るのを見ることが出来た時。
E氏	対象者が更生し社会の一員として活躍している時。結婚式への招待、子供誕生の知らせ、家族での訪問、独立して店をオープンした知らせ、本人の家族による状況報告。
F氏	記入なし

保護観察期間が終了し、その対象者が健全な社会生活を送っていることを知り得た時が一番「やりがい」を感じるようである。どの保護司も拝命して年月が浅い頃は対象者に目に見える変化を期待していた部分もあるが、実際に保護司として対象者との関わりを続ける中で、人の「更生」や「自立」というものはすぐに結果が出るものではないとの認識に変わっていったと語る。

(4) 幅広い年齢層を保護司に迎えるには、どのような取り組みや工夫が必要と思われますか？

A氏	社会経験の多く、ボランティア精神に富む人を「S区保護司を推薦する会」方式にかなう人を探す。
B氏	広報活動。保護司の活動を知っていただく。地域活動に積極的な参加。人脈をつくり広くアンテナを張る。
C氏	定年(75歳)がまず出来た。若い人が出て来やすい体制を。働いている人は昼間来られないので、分区の定例会は夜にした。定例会に出られなくても対象者としてしっかり向き合っていればいいのではないか。
D氏	本人は基より家族(特に伴侶)の理解を得る事。
E氏	新しく保護司を推薦する会及び検討協議会が設置され、地域の幅広い年齢層の代表の参加が見込まれるので期待できる。
F氏	記入なし

現状で保護司をやってみたい人を募ってみてもどれだけいるだろうか、という声が分区長の多くから聞かれた。法務省の「保護司の活動実態と意識に関する調査」(2005)のQ 25:「あなたが保護司であることとは別に、保護司が一般的にどのような活動と役割を果たしているのか、地域の人には知っていますか？」との問いに対し、「知らない人のほうが多い(48.5%)」「知らない人が非常に多い(13.8%)」という結果が示されているように、そもそも「更生保護」「保護司」といったシステム自体が一般社会に余り認知されていないという側面も強く、保護司の責任の重さを知った上でその拝命を躊躇するという場合はまだまだとも言える。そういった点でB氏の言うように広報活動は今後その形のあり方を検証しながら重点的に推進していくものの一つであろう。保護司自身も対象者とのみ向き合うのではなく、地域にも「顔」が見える活動を行なっていくことが望ましいと考えられる。同上の調査のQ 39:「新たな保護司のなり手を確保する上で、効果的な方法は何だと思えますか。」との問いでも「各保護司が個人的つながりを生かす(48.6%)」と「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらおう(45.0%)」が多かったが、一番少なかった「広報誌やマスコミを通じて公募を行う(1.9%)」ことについても、今後は第三者の意見を取り入れる機会をもつなど発想の転換を図ることで状況打開の糸口につながる事が考えられる。新任の発掘・確保は当面の急務であり、そのためにも他団体とも積極的な交流が必要であるとの認識は、上記の法務省の調査と本調査において一致している。

保護司の高年齢化と職業の偏りはかねてより指摘されている通りであり⁷⁾、これはS区においても例外ではない。今までは、「これはと思う人に声を掛ける。保護司さんからの推薦なら間違いはない。」との考えも強く、それぞれの保護司が個人的繋がりをもとに人

的資源の発掘に取り組んできたが⁸⁾、「保護司会で新しい保護司を推薦するが、かれらは当然自分らと同じ社会的集団に属する者を推すことになる⁹⁾」と指摘されるように、その広がりにも当然限界が来ている。そこで地域の関係団体が集まってそれぞれのネットワーク上の有力な人材を推薦する「S区保護司を推薦する会」が結成され、第1回目の会議が平成20年9月に実施された。詳細は本稿執筆時には明らかになっていないが、このような取り組みは東京都では「練馬区」が第1次のモデルケースとして実施され、S区は第2次の実施となっている。

各分区では、一般サラリーマンでも参加しやすいように定例会議や研修会を平日の夜間に実施するなどの工夫を試みている。そしてそれらの会場として、地域センター（公民館）や所轄警察署の会議室を使うことで、普段からそれらの機関との関係構築を目指すことも意識している。全国的にも研修参加率の低い保護司がいることが時折問題になっているが、これは仕事の都合が付かないためなのか、もしくは職務意識が低いためなのか等は調査上で明らかにされていない。「この分区は研修を昼と夜2回やっているが、研修に来られなくてもキャリアを積んでいる人がいる。」との声もあり、研修会への参加率だけで保護司活動を評価することは当然ながら不適切である。

「高齢化」問題であるが、ケースワーカーに年齢は関係なく、一概に「高齢であること」が問題とは言えない。しかし多様な職域と幅広い年齢層が保護司として委嘱されることは、処遇の厚みと何より地域社会の各層へのアピールにもつながる点で有効であると考えられる。人生経験豊かな保護司が更生保護活動に従事することは有益であるが、少年対象者などとの感覚差がありすぎるとその心情把握やコミュニケーションが難しくなるとの指摘もあり、平成11年4月以降は保護司の再任上限年齢を「76歳未満」とするいわゆる定年制が導入された¹⁰⁾。これは5年間の経過措置を経て平成16年4月から完全実施されている。S区においても経験豊かな保護司の退任に伴う処遇レベルの低下への懸念や保護司の新規確保の問題が課題であろう。

(5) 代表的都市部であるS区の保護司活動、保護事件の特質は、何だと思われますか？

A氏	他地区（他府県）と異なり、青少年対象者に「ホスト」等が多い。他地区の対象者が流れ込んで来る。
B氏	S区は大変地域性が顕著である。△△分区は比較的事件が少ないので、その分犯罪予防・青少年健全育成に力を注げる。薬物事犯、性犯罪が増えた。
C氏	〇〇分区は少年や外人の事件は少ない。比べて□□分区は薬物や組関係が多い、という様に地域に差がある。薬物関係の犯罪が多い事。
D氏	多様な様々な対象者（外人・元国会議員・総会屋）が居る。
E氏	犯罪予防活動。繁華街の環境浄化毎月一回。少年の非行防止のための配布広報活動。分区により異なる。特に□□分区は薬物事犯（覚せい剤）、窃盗、恐喝、詐欺、外国人が多い。異動が多いので居住確認も多い。
F氏	一言では言えませんが、地方からS区に保護観察中に移動する人が多く、居住確認が非常に多いのが特徴といえばこれかなあという処で、特質といわれても不詳です。

S区は地域性が顕著であり¹¹⁾、それぞれの分区は地域の特性に応じた活動を行っていた。区全体の特質としては、対象者が他地区から移動してくる事案が多いことが指摘され、それに伴って「居住確認」の業務負担が増大している。例えば地方の市部であれば月1～2回程度のところ、S区においてはほぼ毎日「居住確認」が実施されている状況である。この背景には、都市部の持つ匿名性をもたらす気楽さや職が得やすい等といった、対象者にとって身をおきやすい環境であることが大きいと考えられる。しかしながら単身世帯が6割を占めるS区においては、周囲に関して無関心な環境がややもすれば対象者のマイナス行動を助長しかねない面も持ち合わせている。実際、保護司が訪問してもオートロックのマンションで本人に会えなかったり、風俗店の寮などでは居留守や口裏あわせなどで面会を避ける対象者のケースも少なからず発生している。またS区は住民の約1割を外国人が占めていることも大きな特質のひとつであるので、今後ますます増大するであろう外国人対象者やその身元引受人等との意思疎通を図るためにも、保護司は外国語や文化・習慣の知識を持つ必要がある。あわせて多様化・複雑化する犯罪の形態を踏まえ、新たな知識や技術を習得する研修の必要性を感じている人が多い。また地域での「共生」を目指すためには、まず「犯罪予防」の観点での取り組みが重要である。しかしながら犯罪者の更生を大きな職務とする保護司が前面に出ることは、外国人が「保護司は我々を犯罪者予備軍として見ているのではないか」などといった不信感を生じさせるおそれもあり、慎重に取り組む必要があるという意見もあげられた。

ユニークな事柄では、区内にある2つの更生保護施設の存在と保護司会との密接な関係があげられる。一つの施設は、大学の事務部門が入っている業務棟の中に設置されており、その大学の研究者や更生保護を学ぶ学生が継続的に関わっている。これは入所し

ている対象者にも外との繋がりをもたらす良い機会であり、在籍者の処遇面においても効果的ではないかと思われる。もう一つの施設はS区内最大の歓楽街の中にあり、様々な誘惑の多いところに位置している¹²⁾。ここでは入所者の社会適応を促すためにSST(生活技能訓練)を大学教員が中心となって定期的の実施しており、また施設の会議室は保護司会の研修等にも使われるなどセンター的な機能も果たしているため、保護観察対象者を持たない保護司も入所者との直接的な関わりの機会を通じて様々な事を学ぶ場ともなっている。刑務所への入所回数が多い者ほど出所後の帰住先に更生保護施設を選ぶ率が高いので、ここで対象者と日夜向き合う職員の見地が保護司会に還元される状況にあることは、管轄内に更生保護施設を持つ保護司会の大きな利点ともいえよう。

(6) 今後地域社会に対し、取り組んで行きたいことなどをお書き下さい。

A氏	現職をはじめ、福祉団体等その他10団体ほど地域に関与している。
B氏	協力雇用主の確保。犯罪予防、環境調整。子供から高齢者まで家庭の教育、在り方の指導。
C氏	小中学校の保護者会などで、若い世代と話せる場を作って欲しい。
D氏	青少年の健全育成。
E氏	各関係機関、各関係団体との連携を密にして、更生保護の何であるかを地域社会の人々に理解し受け止めていただけるよう広報活動などを通じて努力していきたい。
F氏	地域センター(区の出張所ごとにある)での活動、地区協議会・青少年育成委員会や町会等を通じて、主に安心安全の面で貢献したい。

犯罪が社会的な所産であり、一旦は隔離された犯罪者も遅かれ早かれ社会に戻ってくるのであれば、犯罪の防止や犯罪者の更生について最大の関心を持たねばならないのは社会自体である(奥村1978)。保護司を委嘱される前から地域活動に参加している人も多く、現在も多くの方が保護司以外に何らかの地域活動をしている実態がうかがえた。法務省の「保護司の活動実態と意識に関する調査」(2005)においても、9割以上の方が地域での公職やボランティアを務めたことがあることが明らかになっている。またそれぞれの持つネットワークや技能を生かしたアプローチを実践している人も多い。ある薬剤師の資格を持つ保護司は、自分の知識を生かして区内の小中学校対象に犯罪予防活動・薬物乱用防止に力をいれており、教育現場にこまめに足を運んで関係機関・関係者との意見交換、情報交換に努めることが大切だと語った。

毎年7月から一ヶ月、全国一斉に実施される「社会を明るくする運動¹³⁾」についての意見も多く聞かれた。この運動は、更生保護制度の基本法たる「犯罪者予防更生法」が施行された昭和24年7月1日の翌年、その施行1周年を記念して、7月1日から10日

まで「矯正保護キャンペーン」が全国的に実施されたことに端を発している。犯罪の予防と罪を犯した者の立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識のもと、昭和26年7月より法務府（現法務省）主唱で「社会を明るくする運動」となり、今年で58回目を迎えた。しかし日弁連は更生保護制度上の問題点を挙げるなかで、この運動について「抽象的には意義のあることは間違いなく、歴史的にみれば更生保護制度の社会への浸透に果たした役割もそれなりにある¹⁴⁾」としつつも、「貴重な人的資源である保護観察官や一部の保護司の時間を大幅に奪っている」と指摘し、「歴史的役割は終わったと思われる、費用・労力対効果の点で疑問があり、その廃止を検討すべきである。」と踏み込んでいる。S区の保護司にも、この運動がどれだけ効果があるのか疑問だとの意見も強い。しかしながらこの運動は、地域社会に対して更生保護への認知を広めるための息の長い地道な実践でなければならないとの思いから、毎年継続することに意義を見出している。

(7) 法務省・保護観察所をはじめとした行政機関に対し、望むことをお書き下さい。

A氏	回答することは難しい。但し、一旦任命を受けた保護でも、更新時に適任か否か、再審査し、地区会より指摘のあるものは不採用にする制度が望ましい。
B氏	過剰収容の改善。行刑施設内での適正な処遇。更生保護施設の充実（満期で出所した人が入るのは数%、所在不明者が半数と聞きました。仮釈放の人と異なって社会にストンと出された人たちが食住に困って再犯するケースもただある）。知的障害者の出所後の一時保護する所の充実（家族でもなかなか引き受けないので）。
C氏	記入なし
D氏	主任官の任期は同一地区に最低3年は必要。現状ではオールラウンドプレーヤーで無く、保護司の専門職化が望まれる。
E氏	更生保護のための予算獲得。保護観察官の増員。専門分野の観察官の配置。保護観察官の土・日・祝の宿日直。法務省での横のつながりをより密にして欲しい。
F氏	観察所は特異な役所だと考えるが、私達が考えることとどうしても埋められない差異があると思う。政府や法務省の方針に抵抗できない様なのは私としては不満。特に少年法とのからみで・・・。

インタビュー時、調査票への記入に躊躇したと答えた人が多かった質問項目である。D氏の述べる「保護司の専門職化」については制度発足以来繰り返されてきた論議である。保護司は保護観察官とは異なった「素人」である強みを持っており、「善良な民主社会の市民」であることを徹底することによって対象者を援助することが出来る（山口1991：128）との立場が根強かったが、昨今薬物や精神疾患等を抱える対象者の増加により、従前の取り組みでは立ち行かないケースが目立ってきたことへの保護司自身の戸惑いが見て取れる。

ヒアリング時に自由に語ってもらった中には次のようなものがあった。まず、ケースを受託する際の観察所の対応についてであるが、「主任官(保護観察官)はケースを保護司の住所で選んでくる。」(D氏)という状況があることに対し、もう少し対象者との適性などを考慮したうえで依頼してもらいたい旨の要望があった。これには、「書類が届くのが遅く、また対象者の特性(精神疾患など)についての説明も無い。やり始めてから書類が来る。」(C氏)と同様の不満も出ている。そしてケースが開始された後は、「保護司にケースを任せっぱなしである。時には主任官にも面接をしてもらいたい。」(C氏)と、保護観察官の多忙に理解を示しつつも「主任官はもっと地域に足を運んで欲しい。」(E氏)「昔は主任官が3年くらい留まっていたが、ここ3年は1年で変わっている。地域を知る為には長くいたほうが良いと思う。」(C氏)と、保護観察官がもっと地域に向いてきて欲しいという強い要望がほとんどの保護司から出てきている。また保護司は24時間、時間に関係なく対象者が問題を起こした時は対応しなければならないので、保護観察官が土日祝や夜間の対応が鈍いことに対しての不安と不満の意見が聞かれた。「そもそも観察官が少なすぎる」(F氏)ということが、更生保護制度を充実させていく上でネックの一つであることは間違いない事実であろう。

また保護司の身分は非常勤国家公務員であるが、「保護司には、給与を支給しない(保護司法第十一条)」ことになっており、「・・・その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる(保護司法第十一号2)」のみである。これは「実費弁償金」と呼ばれているものであるが、当然保護司本人の持ち出しが上回るケースが多いことが現状であり、社団法人全国保護司連盟の「保護司制度に関するアンケート」(2005)に拠っても、保護司個人が様々な会費や負担金を拠出していることがわかる。このような状況においても、保護司を「有給化」することに関しての調査結果によると、「有給化はすべきではないが、実費弁償金をもっと充実させるべき(72.8%)」と「実費弁償費で十分であり、有給化はすべきでない(18.6%)」を合わせると、実に9割以上が「有給化」には反対との結果が出ている。これに対しても日弁連は保護司の適任者確保のためにも、「理念的に言えば更生保護は国家の行う政策なのであって、それが民間の無給のボランティアに依存しているという現在の形は好ましいとは思えない。」「有給制は社会的使命と矛盾するものではなく、むしろその使命を国家ないし社会が正当に評価していることの象徴でもある。」と積極的に「有給化」を進める旨提言を行っている。これは保護司制度のあり方を大きく問い直すものであり、実現すれば刑事政策の運用においても、様々な点で変化が求められると考えられる。

保護司に直接インタビューをしてみると、「会費等の出費や持ち出しが非常に多い。役職につくと総務的な負担もさらに大変だ。」という声があることも事実である。上記の社団法人全国保護司連盟の『保護司制度に関するアンケート』(2005)は、回答者の属性が

正副会長職にある保護司なので、これが一般会員の保護司や新任保護司に対する調査であればまた異なった結果¹⁵⁾が得られたと思われる。

IV 現在の研究結果と今後の課題

S区の保護事件の特徴としては他地区から転入してくるケースが多くまたその動きが激しいこと等があげられ、保護司にとっては居住確認調査等の業務が常態化している様子がうかがえた。これは、被保護者が地域に定着せず、また所在不明になるケースが多いなど流動的であることも示している。S区における世帯の構成は、全162,567世帯のうち単身世帯が99,392世帯と実に61.1%を占めており(平成19年現在)、更生保護制度の根幹を地域レベルで支える保護司活動の在り方にも、多大な影響を及ぼしていると考えられる。

被保護者との面接は各保護司の家庭で行っているが、マンションのような居住形態になると狭小スペースゆえの様々な気遣いや、被保護者が近隣の目を意識するなど難しい側面がある。法務省の「保護司の活動実態と意識に関する調査」(2005)では、自宅来訪の長所として集合住宅に居住する保護司の方が「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と答えた比率は低く、対象者が自宅へ来訪することへの負担感があることを示している。そこで同調査の「Q7:居住形態」の結果をみると、「一戸建て住宅(82.7%)」、「住宅と店舗・会社事務所が一体となった建物(9.9%)」、「集合住宅(3.3%)」、「寺院・教会・宗教施設等(2.7%)」、「二戸建て住宅(0.1%)」、「その他(1.2%)」、となっており、保護司は一戸建て住宅に住む比率が圧倒的に多い。そもそも集合住宅に居住する世帯の全国平均は約4割(平成17年国勢調査)、さらにS区にいたっては約8割の世帯が集合住宅に居住している状況といった現代の住宅環境から考えると、検討されるべき課題の一つに数えられるだろう。ここから、「集合住宅に住んでいる⇒面接スペースがない⇒保護司はできない」というイメージが生まれ、意欲ある人が保護司委嘱を躊躇してしまうことにつながるものが推測され、これは更生保護にとって大きな問題である。しかしながら社団法人全国保護司連盟の「保護司制度に関するアンケート(2005)では、「保護司宅以外に保護司が面接のできる専用スペースが必要か?」との質問について、「必要」と考えるものは46.7%、「不要」と考えるものは53.3%と、「専用スペースは不要」との回答が半数を上回っており、設置については少々消極的な結果が出ている。全国の保護司会幹部にとっては、「自宅面接」は保護司活動・処遇の根幹と捉える向きが未だ根強いことがうかがえるが、地方と都市部の様々な環境や意識の差異があることを念頭に置かねばならず、この件に関して都市部の保護司はいかように考えているのかを改めて精査する必要がある。まさしく、更生保護活動は地域の実情に合わせて展開されるべきものだから

である。

S区保護司会のある分区は、現在建築計画中の区立地域センター（平成22年2月開館）に面接室を作るよう多方面に働きかけ、その設置が認められた。面接室の必要性を訴える際保護司だけでなく他の組織や個人でも多目的に使えるようにと申請を出すことで理解を得たのだという。保護司の間にも「凶悪事件の対象者に対して自宅を面接の場にするのは難しい」「家族の危険を感じ、引き受けづらい」といった声が高まっているので、このように保護司宅でも保護観察所でもない「第三の処遇の場」を設けるような試みは、環境さえ整備されるなら保護司をやってみたい、という新任保護司発掘の有効なアピール材料になりうるだろう。この試みは特別区でも先駆的な取り組みともなる。この「第三の処遇の場」に関しては、法務省が本年度より保護司が常駐して保護観察対象者と面接する場を備えた「更生保護活動サポートセンター」を全国6カ所にモデル的に設置している。統廃合で使われていない学校の校舎や公民館などの公共スペースを用い、自宅で面接する保護司の精神的負担を減らすことを目的としており、将来的には70カ所程度まで増やす予定としている。保護司宅以外にもこのような場を使用することが今後拡大すれば、地域との様々な接点も増えるなど更生保護活動の様態も変化していくことも考えられる。S区は暴力団や非合法組織等の拠点も多いため、そのすみやかな推進が望ましい。

厚生労働省と法務省の「高齢者又は障害を抱え自立が困難な者の地域生活定着支援について」（平成20年9月9日）によると、平成21年度より刑務所入所中から支援が必要な者の選定とニーズの把握、支援などを行うため、刑務所に社会福祉士の配置を促進することを決定した。また、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、福祉施設への入所等）につなげる準備を各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1カ所設置することとなった。最近10年間の新受刑者のうち60歳以上人員の推移は、平成10年が7.3%、平成19年が12.2%と、年々増加している¹⁶⁾。また平成19年の新受刑者約3万500人のうち、入所時の知能検査で知能指数69以下の者が約6,700人（約22%）を占めるなど、明らかに何らかの支援が必要な者の存在が意識される¹⁷⁾。しかしながら彼らの多くは、様々な福祉サービスや居住先、就労先の確保がなされないまま出所するので、地域での生活基盤が脆弱な結果再び犯罪を犯してしまうケースが多くなっている。この状況に対しS区では、彼らへの福祉的支援を実施し地域社会での自立を支援するために、保護司会・更生保護施設・社会福祉協議会・社会福祉士会・福祉事務所・公共職業安定所などの連絡協議会が形成され、地域での支援ネットワーク確立を目指している。

様々な分野で福祉と司法の連携の必要性が叫ばれて久しい。しかしながら更生保護制度に関しては強制力をともなうこともありデリケートな分野として捉えられ、福祉関係

者からのアプローチが後回しになったことも否めない。今後は対象者が地域社会でスムーズに生活が営まれるよう、地域の実情に明るい関係者・団体がそれぞれのノウハウを有機的に発揮できるような枠組みの構築が期待される場所である。

このたびの研究では、S区を例にとりて都市部における更生保護活動の一端を明らかにした。地域社会の無関心や複雑な事件背景など、都市化の進行に伴う環境の変化は更生保護活動にも様々な影響を及ぼしてきている。そしてこれからの更生保護活動を考えるとき、中核を担う保護司の職業の偏り、高齢化などをマイナス面だけで説明することは建設的な論議にはつながらない。しかし今後の更生保護活動の展開をバージョンアップするには、やはり幅広い職域及び年齢層からの保護司の委嘱が必要であると考え。その際ポイントとなるのが新任保護司の発掘方法であるが、これに関しては現段階では決定打は打ち出されておらず、前例や慣習にとらわれない新たな取り組みが求められよう。現在保護司組織が福祉関係者・団体との接点を持つ社会状況になってきたことは、その可能性の広がりを期待させるものである。

今後の課題として、保護司制度及び保護司会を中心とした更生保護活動の組織化を図る上での課題のさらなる抽出と分析を試み、これからの更生保護のあり方を考える上での一つの視座を構築することを目指したい。

<注>

- 1) 我が国における保護観察は、少年に対するものと成人に対するものに分類できる。少年に対しては、家庭裁判所において保護観察に付された少年に対する保護観察(1号観察)、少年院を仮退院した後収容期間の満了日または本退院までの期間受ける保護観察(2号観察)、そして成人に対しては、仮釈放中の者に対する保護観察(3号観察)、保護観察付き執行猶予者が執行猶予期間中に受ける保護観察(4号観察)、そして婦人補導院を仮退院した者に対する保護観察(5号観察)がある。このうち5号観察は最近20数年間実施例がなく、実質的には4種類での運用となる。
- 2) 昼夜間人口比率は253.48%。区に所在するターミナル駅にはJR・私鉄・地下鉄が複数線乗り入れ、一日の乗降客数は平均約364万人にのぼり世界一利用者の多い駅となっている。
- 3) 平野利(1933)「司法保護事業に就て」『司法研究1輯報告集』4
- 4) 「保護司がつねに使用することのできる部屋を確保」(恒川:1972)すべきだとの意見は、保護観察対象者の面接は保護司の自宅で行うものが自明とされていた70年代頃からも出されていた。
- 5) 法務省(2007)『2007年(度)年報矯正統計』11ページ
- 6) 「私は一国の刑事司法(広義)に民衆が参加する仕組みは、巨視的に見て非常に重要だと考えます。その理由は、この分野での完全な官僚化は一般国民を第三者とすることによってその社会的責任感を失わせ、係り合いに拒絶反応を生じさせることになり易いからです。一つの社会が保有し維持する正義感の根は民衆の中になければなりません。(常井:1977)」
- 7) 『犯罪白書平成16年版』7ページ
- 8) 社団法人全国保護司連盟(2005)『保護司制度に関するアンケート』項目、「主にどのようにして保護司適任者を確保していますか?」との問いに対し、818地区会中744地区会が「保護司個々の人脈を活用」を回答した。次の「自

- 治体からの推薦」は372地区と大きく差をつけている。
- 9) 「保護司及び保護司組織」『更生保護と犯罪予防』41, 49ページ
 - 10) 民生委員・児童委員の定年は、新任65歳未満、再任75歳未満である。
 - 11) 「都会における地域社会は、その規模、住宅地か商業地か等の種類、居住者の階層等一つ一つ異なった顔を持っており、一概に地域社会一般として取り扱うことは誤り」(成瀬:1988)であるとの指摘があるように、「S区」として全体で取り組むべき案件と地域ごと(分区ごと)に取り組むべき案件とを適切に振り分ける必要がある。
 - 12) 吉村昭(1988)の小説で「保護会」のモデルとして出てくる。「新宿の繁華街をぬけて間もなく、商店街の角を曲って細い道に入り、すぐに停止したことを意外に思った。ネオン看板の突き出た連れ込みホテルが並び、その間に挟まれてモルタルづくりの古びた二階建ての建物があつた。(中略)仮釈放者には刺戟が強すぎると懸念した意見もあつたのではないだろうか。それとも、遠く山が見え耕地もあるような場所よりも、むしろ社会生活に早くなじませるのに好都合だと判断したのか。」施設の両隣はラブホテル。筆者が取材で訪問した際、その境界の隙間には大量の使用済み避妊具が投げ捨てられていた。
 - 13) S区においては運動の効果的な推進を図るため、関係機関・団体の代表によるS区実施委員会を組織し、区長が会長に就いている。広報活動として広報パレード、各地区啓発活動(リーフレット配布)、区内デパートにおける啓発活動他を行なった(平成20年度)。
 - 14) 「更生保護制度改革への意見」日本弁護士連合会、平成18年1月19日
 - 15) サンプルを無作為に抽出した「保護司の活動実態と意識に関する調査」の場合を見てみる。質問内容が少し異なるが、「新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくためには、どのような方策が大切だと思いますか」という質問で、『給与制度の導入』という項目については、○非常に大切である9.0% ○やや大切である19.6% ○あまり大切でない44.3% ○まったく大切でない27.1% という結果になっている。
 - 16) 平均入所日数は長期化傾向にあり、平成9年の入所者で3日以内に就職できた割合は約52%、4日～7日以内は約26%であったが、平成19年はそれぞれ約37%、約19%に減少した。また、16日以上かかった入所者の割合は、平成9年の約10%が平成19年には約20%と倍増している。(読賣新聞平成20年7月16日)
 - 17) 平成18年法務省特別調査によると、調査対象受刑者27,024人中、知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名であった。彼らのうち、犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%である。

<文 献>

- 朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木国之編(1981)『日本の矯正と保護第3巻保護編』有斐閣
- 榎本正也(1995)「外国人保護観察対象者の実像と処遇をめぐる諸問題」『更生保護』46(8), 12ページ～17ページ
- 太田達也(2006)「更生保護事業の新モデル論—更生保護施設における処遇の体系化と充実化」『刑法雑誌』45(3), 410ページ～424ページ
- 大坪與一(1996)『更生保護の生成』日本更生保護協会
- 奥村廉明(1978)「更生保護」『児童問題講座8非行問題』ミネルヴァ書房
- 押切久遠(2005)「『保護司の活動実態と意識に関する調査』の結果から」『犯罪と非行』145, 75ページ～104ページ
- 小野清一郎(1939)「都市の犯罪現象」『法学評論下巻』
- 北澤信次(2003)「都市化と保護観察の組織」『犯罪者処遇の展開—保護観察を焦点として—』成文堂, 110ページ～116ページ
- 刑事立法研究会編(2007)『更生保護改革のゆくえ』現代人文社
- 佐藤栄(1997)「保護司会と行政と各種機関・団体等との連携について」『更生保護』48(6), 22ページ～23ページ
- 社団法人全国保護司連盟(2005)『保護司制度に関するアンケート』
- 新宿区保護司会50年史編纂委員会(2003)『新宿区保護司会50年史』

- 鈴木昭一郎(1975)「更生保護における福祉的機能」『更生保護』27(11), 16 ページ～ 23 ページ
- 常井善(1977)「身に寸鉄を帯びぬ者」『更生保護』28(1)
- 恒川京子(1972)「保護司制度について問題と展望—ボランティアとの対比において—」『更生保護と犯罪予防』23
- 東京保護司会連盟(2003)『東京における保護司活動 50 年』
- 東京保護司会連盟(1983)『東京における保護司活動三十年』
- 成瀬正房(1988)「都市の保護会と地域社会」『新更生保護論集』日本更生保護協会, 288 ページ～ 301 ページ
- 西原春夫・石川正興・杉原弘泰・鈴木一久・神谷尚男・樋口淳雄・守山正・岩井敬介編(1994)『『都市型』として甦った更新会を語る—ある更生保護会と大学の連携のかたち—』『犯罪と非行』102, 99 ページ～ 124 ページ
- 西川正和(2005)『『保護司の活動実態と意識に関する調査』結果報告』『更生保護』57(5), 15 ページ～ 21 ページ
- 日本更生保護協会『更生保護』(通巻各号)
- 日本更生保護協会『更生保護と犯罪予防』(通巻各号)
- 日本更生保護協会(1988)『新更生保護論集』
- 日本更生保護協会(2006)『保護司のための類型別処遇事例集』
- 日本弁護士連合会(2006)『更生保護制度改革への意見』
- 平野利(1933)「司法保護事業に就て」『司法研究 1 輯報告集』4
- 藤野隆(1999)「保護司の地域性再考」『更生保護と犯罪予防』日本更生保護協会 13, 21 ページ～ 11 ページ
- 法務省(2007)『2007 年(度)矯正統計年報』3 ページ
- 法務省『犯罪白書』(各年度)
- 法務省法務総合研究所(2005)『保護司の活動実態と意識に関する調査』法務総合研究所研究部報告 26
- 前田信二郎(1957)『犯罪の都市化』有斐閣
- 圓山洋子(2006)「保護司適任者発掘の難しさ」『更生保護』57 卷(5), 36 ページ～ 37 ページ
- 山口幸男(1991)『司法福祉論』ミネルヴァ書房
- 吉田次郎(1976)『刑事政策としての更生保護』大栄社, 1 ページ～ 22 ページ
- 吉村昭(1988)『仮釈放』新潮社